なお、住宅の維持保全については、躯体（屋根（小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。以下同じ。）又はその直下の天井、外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏若しくは天井裏をいう。以下同じ。）に接する天井、壁、床（地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないもの（以下「土間床等」という。）を除く。以下同じ。）及び外周が外気等に接する土間床等をいう。以下同じ。）及び開口部の断熱性能等に係る維持保全については、その断熱性能等の低下を抑制するため、次に掲げる事項について定期的に点検し、必要に応じて適切に補修すること。

①　屋根及び外壁の表面のひび割れ、剥がれ等の有無

②　開口部の建具の破損、隙間等の有無

③　ひさし、軒その他日射の侵入を防止する部分の破損の有無

2　空気調和設備に係るエネルギーの効率的利用

次に掲げる事項に配慮し、空気調和設備に係るエネルギーの効率的利用を図るものとする。

⑴　室等の空気調和負荷の特性等に配慮して採用した空気調和設備のシステムの維持保全をすること。

⑵　風道、配管等の点検、補修等により、エネルギーの損失を抑制するために採用した熱搬送設備の維持保全をすること。

⑶　熱源機器、ポンプ、空気調和機等の作動状況の点検等により、採用した空気調和設備の制御方法の維持保全をすること。

⑷　熱源システムの点検等により、採用した熱源システムのエネルギーの利用効率を維持すること。

3　空気調和設備以外の機械換気設備に係るエネルギーの効率的利用

次に掲げる事項に配慮し、空気調和設備以外の機械換気設備に係るエネルギーの効率的利用を図るものとする。

⑴　風道等の点検、補修等により、エネルギーの損失を抑制するために採用した空気搬送設備の維持保全をすること。

⑵　送風機等の作動状況の点検等により、採用した機械換気設備の制御方法の維持保全をすること。

⑶　機器の点検、清掃等により、採用した機器の換気能力及びエネルギーの利用効率を維持すること。

4　照明設備に係るエネルギーの効率的利用

次に掲げる事項に配慮し、照明設備に係るエネルギーの効率的利用を図るものとする。

⑴　照明設備の点検、清掃等により、採用した照明設備の効率を維持すること。

⑵　照明設備の作動状況の点検等により、採用した照明設備の制御方法の維持保全をすること。

⑶　保守管理に配慮して採用した設置方法の維持保全をすること。

⑷　照明設備の配置、照度、室等の形状、内装仕上げ等の維持保全をすること。

5　給湯設備に係るエネルギーの効率的利用

次に掲げる事項に配慮し、給湯設備に係るエネルギーの効率的利用を図るものとする。

⑴　配管の点検、補修等により、エネルギーの損失を抑制するために採用した配管設備の維持保全をすること。

⑵　熱源機器、ポンプ等の作動状態の点検等により、採用した給湯設備の制御方法の維持保全をすること。

⑶　熱源システムの点検等により、採用した熱源システムのエネルギーの利用効率を維持すること。

6　昇降機に係るエネルギーの効率的利用

次に掲げる事項に配慮し、昇降機に係るエネルギーの効率的利用を図るものとする。

⑴　昇降機の作動状況の点検等により、採用した昇降機の制御方法の維持保全をすること。

⑵　駆動装置の点検等により、採用した駆動装置のエネルギーの利用効率を維持すること。

7　エネルギー利用効率化設備に係るエネルギーの効率的利用

次に掲げる事項に配慮し、エネルギー利用効率化設備に係るエネルギーの効率的利用を図るものとする。

⑴　エネルギー利用効率化設備の点検、清掃等により、採用したエネルギー利用効率化設備の効率を維持すること。

⑵　エネルギー利用効率化設備の作動状況の点検等により、採用したエネルギー利用効率化設備の制御方法の維持保全をすること。

⑶　保守管理に配慮して採用した設置方法の維持保全をすること。

別表３　住宅の断熱材の施工に係る留意事項

断熱材の施工に当たっては、次に掲げる事項に配慮すること。

⑴　断熱材は、必要な部分に隙間が生じないよう施工すること。

⑵　外壁の内部の空間が外気に通じる天井裏又は外気に通じる床裏に対し開放されている住宅の当該外壁に充填断熱工法によって断熱施工する場合にあっては、当該外壁の上下端部、床、天井又は屋根との取合部に気流止めを設けること。

⑶　間仕切壁と天井又は床との取合部において、間仕切壁の内部の空間が外気に通じる天井裏又は外気に通じる床裏に対し開放されている場合にあっては、当該取合部に気流止めを設けること。

⑷　グラスウール、ロックウール、セルローズファイバー等の繊維系断熱材、プラスチック系断熱材（工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）Ａ9511（発泡プラスチック保温材）に規定するもの（Ａ種フェノールフォーム３種２号を除く。）、日本工業規格Ａ9521（建築用断熱材）に規定するもの、日本工業規格Ａ9526（建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム）に規定する吹付け硬質ウレタンフォームＡ種１、Ａ種１Ｈ、Ａ種２又はＡ種２Ｈに適合するもの及びこれらと同等以上の透湿抵抗を有するものを除く。）その他これらに類するものであって透湿抵抗の小さい断熱材を使用する場合にあっては、防湿層（断熱層（断熱材で構成される層をいう。以下同じ。）の室内側に設けられ、防湿性が高い材料で構成される層であって、断熱層への漏気及び水蒸気の侵入を防止するものをいう。）を設けること。ただし、結露の発生の防止に有効な措置が講じられていることが確かめられた場合にあっては、この限りでない。

○国土交通省告示第六百十号

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十八号）の施行に伴い、排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成十八年国土交通省告示第三百四十八号）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年四月一日　　国土交通大臣　石井　啓一

排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程の一部を改正する告示

排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成十八年国土交通省告示第三百四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項及び第十条第一号中「第七十五条の二第一項」を「第七十五条の三第一項」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第六百十一号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、構造耐力上主要な部分にＣＬＴパネル工法（直交集成板を用いたパネルを水平力及び鉛直力を負担する壁として設ける工法をいう。以下同じ。）を用いた建築物又は建築物の構造部分（以下「建築物等」という。）の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第七までに定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、建築物等の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第十一に、同条第二項第一号の規定に基づき、同令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力